

事業構造改善損失の計上頻度と認識行為[∞]

A Managerial Incentive to Recognize and Disclose Quarterly Restructuring Efforts

—Emphasis on Matching Principle or Income Smoothing?—

来 栖 正 利
Masatoshi Kurusu

要 約

支出をとまなわな振替費用の一つである事業構造改善損失の計上状況に着目し、経営者の意思決定思考の記述を本稿は試み、次の発見事項を得た。期末決算日に近づくにつれて、経営者の恣意性の介入度が増加する。これにともなって、(A) 事業構造改善損失の計上頻度が漸次的に増える。加えて、(B) 既に計上した事業構造改善損失の評価替え（増額修正）の頻度が漸次的に増える。これらは「妥当」な会計処理手続きの実践を許容するという実務慣習に根差した経営者の意思決定思考の具現であることを示唆する。

キーワード：^{しっかい} 悉皆調査 経営者の意思決定思考 発生費用の期間配分 評価替え
事業構造改善損失の計上頻度

はじめに

本稿の目的は特別損失に分類されている事業構造改善損失の計上状況から何らかの規則性を抽出し、それを記述することである。当該課題を、東京証券取引所第一部に上場している日本企業が2008年4月1日から2016年3月31日までの会計年度について作成・開示した『四半期報告書』と『有価証券報告書』を^{しっかい} 悉皆調査し解決する。この悉皆調査を経営者の意思決定思考を説明するための予備的考察とする。

日本企業を分析対象にした特別損失計上をめぐる研究は損益情報が提供する情報の有用性の検証に着目する。木村（2007）は、損益項目計上をめぐる表示区分に関する経営者による会計操作の有無が投資家の投資意思決定に与える影響を検証した。さらに、特別損益に分類される特定の勘定科目（減損損失、有形固定資産売却損益、退職給付会計項目）に注目し、その表示区分が経常損益に与える影響を木村（2013, 2015）は分析した。

特別損失の計上頻度という投資家に提供する予測情報が内包する価値に与える影響を考察したのは北川・小谷（2012）と北川（2013）である。特

別損益項目の情報価値を探究した研究もある。新美（2010）は特別損失計上の有無を通じて、経営者のメッセージを投資家が読み取っている可能性を指摘した。これらの先行研究は定量情報がそれを作成した経営者のインセンティブを適切に織り込んでいることを少なくとも仮定している。

経常損益に特別損益項目を加減する会計処理手続きは発生費用の期間配分の具体的な現れである。この会計事象の観察が経営者の意思決定思考の説明を可能にする。この問題意識に基づいて、支出をとまなわな振替費用の一つである事業構造改善損失の計上のタイミングから読み取ることができる経営者の意思決定思考を記述する。なお、多種多様な意思決定を行う経営者の行動規範が企業の存続可能性の維持強化にあると仮定する。

以下、本稿の構成は次の通りである。第I節は

[∞] 本稿は日本学術振興会・科学研究費補助金（基盤研究(C) [No.24530591]）に基づく研究成果の一部である。他方、本稿は日本会計研究学会第66回関西西部会（於兵庫県立大学・神戸商科キャンパス）において自由論題[来栖（2017）]の内容[来栖（2016）]のうち、前半部分を独立させ抜本的に加筆修正を施したものである。

日本企業を分析対象とした特別損益に関連する先行研究を紹介する。第II節は本稿が分析対象とする日本企業の選択基準の説明に充てられる。第III節は悉皆調査した事業構造改善損失の計上事例に基づいて、読み取ることができる経営者の意思決定思考を記述する。第IV節は、悉皆調査の結果の要約と今後の課題を述べる。そして最後に、本稿の要約を示して終える。

I . 意思決定思考の形成

I - 1. 価値関連性

利益管理 (EM: Earnings Management) 研究として、利益数値がもつ持続性を木村 (2007) は検討した。特別損失項目が経営者による EM の具体的な現れであると資本市場がみなしていることを踏まえ、利益数値が企業価値の推定に有用であるか否かを推定した¹。2 期間の資本化係数の差異分析を行い、「特別損失がもつ情報内容の再検討と経営者の自由裁量に基づく会計情報の作成に一定の意味がある」と木村 (2007, pp.133-134) は指摘した。

他方、特別損益が資本市場に提供する情報価値の存在を積極的に認め、その有用性を検討したのは新美 (2010) である。「経営者の自由裁量に基づいて特別損益項目計上の有無を決め、その上で『創出』される当期純損益数値であっても、経営者が行う EM それ自体が発するメッセージに資本市場が価値を見出すならば、その開示を制限する理由を見出すことが困難である」と新美 (2010, p.79) は当該問題に取り組む意義を強調した。

上述の先行研究が、開示された情報の有用性の検証に加え、それが内包するメッセージも考慮した研究へと拡充されている。その一方、開示された特別損益項目の規模 (金額の大きさ) に着目しており、その開示の意義を詳説できる余地が残っていると思われる。そこで、新美 (2010) が表現した「将来の展望に関する経営者のメッセージ」を特別損益項目の計上の頻度に求め、その価値関連性を検証した先行研究を取り上げる。

北川・小谷 (2012) は特別損益項目の計上頻度の企業間差異の発生原因を検討した。計上された特別損失の内訳項目を分析し、勘定科目、計上額の大きさ、そして期間帰属決定について経営者の自由裁量が働く可能性に注目した。この観察事項

から特別損失の計上頻度を当該会計処理手続きに関する経営者の意思決定思考を反映する代理変数と考え、サンプルの基本統計量と推定結果から次の点を北川・小谷 (2012, pp.30-31) は見出した。

米国企業の経営者と比較して、日本企業の経営者は小規模 (少額) の特別損失項目を高頻度で計上することを選好する。このような経営者の意思決定思考は次期以降の経常利益の改善を導いている。ただし、これは特別損失計上と経常利益の改善が経営者による EM によって実現した可能性がある。これを見極めるために用意周到な追加分析を試みる。

当期に経常損失を計上し、次期 (以降) の業績改善をもたらすには、① EM を駆使した発生費用の期間配分、または②組織再編等の企業実態の実質的な改善、このいずれかによって達成できる。追加分析に基づき、北川・小谷 (2013, pp.40-41) は②を支持する発見事項を得た。なお、北川 (2012) も北川・小谷 (2013) を支持する一方、「経営者が発するメッセージ」に関して証券アナリスト (資本市場) の評価能力に限界があると述べた。

I - 2. 流動性の確保

北川・小谷 (2013) に依拠し、特別損失の計上頻度を会計処理手続きに関する経営者の意思決定思考を反映する代理変数と考え、その計上頻度を決める経営者の意思決定思考と「内部要因」との関係を考察する。他の事項を所与とすれば、企業実態を適切に反映する会計処理手続きの選択を経営者が選好するならば、「将来の展望に関する経営者のメッセージ」は「内部要因」に起因すると仮定し、その詳細を経営者の意思決定思考として記述する。

ここで「内部要因」を経営者が所属する組織内で生じる諸事象と定義づける。経営者の能力とは無関連な諸要因 (例えば、為替、規制改廃、季節

¹ EM が各種業績数値を算定する際に経営者が会計処理手続きを恣意的に選択適用しているか否かを問わない。むしろ、ある企業の業績数値を利用して投資意思決定を行う会計情報利用者が、会計処理手続きを恣意的に選択適用して当該業績数値を算定していると判断しているか否かを的確に織り込んだ推定モデルをどのように構築でき、それを検証できるかを EM が問うと木村 (2007, p.134, (注) 1) は説明している。

変動等)の影響が組織内に波及し、何らかの措置を講じなければ現状維持が困難になると経営者が危惧する諸事象を総称して「内部要因」と定義づける。投資家は「内部要因」をリアルタイムかつ直接観察できない一方、経営者の真意とは無関係に、「経営者のメッセージ」として読み取ることができる。

「内部要因」に対する経営者の意思決定思考(事前策と事後策を含む)を投資家はリアルタイムかつ直接観察できない。これは「内部要因」に対する経営者の意思決定思考が途切れないと論理的に考えることができ、「経営者のメッセージ」を経常的に読み取る機会を投資家が自由に活用できることを示唆する。これに基づき、特別費用/損失の計上をめぐる経営者の意思決定思考の具体的な現われであるEMの有無とその観察方法について考える。

先行研究が会計事象を財務数値に置き換える「変換度合い」に着目していることを踏まえ、本稿は(a)特別費用/損失として計上する量(計上金額)と(b)そのタイミング(期間帰属)に分けて考える。特別費用/損失の計上に関して期間帰属を決める「内部要因」の一つとして、一定水準以上の流動性の確保を経営者は志向するだろう²。この志向に基づくEMは、他の事項を所与とすれば、経営者に支出をとまなわない振替費用の活用を嗜好させるだろう。

これは振替費用として計上した金額分の利益を処分する必要がなくなると同時に、(未処分)中間利益または当期末処分利益から控除される費用/損失額を増やし、株主からの増配要求を高めないうことに、少なからず貢献するだろう³。その際、投資家または資本市場からの増配要求という外部要因を所与とすれば、長年培われている実務慣習を踏襲することも経営者がEMを行う「内部要因」の一つと解釈できる⁴。

「内部要因」の一つとして、所与の水準の流動性を維持強化し続けることが経営者の意思決定思考に刷り込まれていると考えることは合理的である。この行動規範に基づけば、当期収益に関する判断および見込みに基づく特別費用/損失の計上のタイミングに関して、当期期間収益の稼得可能性が高い/低いと判断すれば、特別費用/損失の計上を嗜好するという経営者の意思決定思考が敏

捷/緩慢に働くと期待される。

I-3. 中間財務諸表制度⁵

経営者の意思決定思考を考える際、四半期財務報告制度に底流している中間財務諸表制度を一考することは有益である⁶。当該制度は予測主義に基づく財務諸表の作成を経営者に要請した。予測主義を黒澤(1977, p.9)は中間財務諸表を「一事業年度の構成部分と」見なして作成する立場とした。当該制度を特徴付ける処理手続きの一つを中間会計期間における営業費用の発生額または一事業年度におけるその見積額の繰延または繰上処理とした。

営業費用の繰延または繰上処理を要請・許容するのは、正規の決算手続きを適用して算定した年度損益予測情報の提供という当該制度の目的が阻害されると同時に半期決算から年次決算に移行したことで享受できる便益の顕著な減殺を回避するためである⁷。これは事業活動に占める上期分の業績が確定する一方、その効果が下半期または一事業年度に及ぶことを踏まえて中間財務諸表を作成することが当該制度の目的に合致することを意味する。

中間財務諸表の信頼性の程度を『中間財務諸表作成基準』に準拠しているか否かに基づいて評価する。これは『中間財務諸表監査基準』に準拠し、中間財務諸表に計上・表示された金額の妥当性を公認会計士等確かめることを意味する。なぜならば、発生費用の上下期の配分をめぐる経営

² 便宜上、流動性を確保するための資金調達源泉を外部に求めないと考え、議論を進める。

³ 「[未処分]中間利益または当期末処分利益」という用語はそれぞれ連結中間損益または連結当期純損益という意味および連結中間利益剰余金または連結当期利益剰余金という意味も含めている。

⁴ 「外部要因」を「内部要因」に含まれない諸要因と定義づける。

⁵ 引用文中の用語を除いて、半期報告[制度]を「中間財務諸表[制度]」と総称する。

⁶ 当該制度の詳説は黒澤等(1977)、番場(1977)、そして番場等(1977)を参照されたい。

⁷ 正規の決算手続きとは、親会社の連結会計年度末に行う決算手続きのことを意味する。なお、木村(1956)は「正規の決算[手続き]」が「正規の簿記の原則に基づいて作成される決算、つまり原価主義の徹底的な貫徹に基づき、証明可能な客観性を具備した決算報告を意味する一方、「非」正規の決算が株主総会において公表される決算を意味する。後者は配当政策を反映した決算を意味する」と論じている。

者の恣意性の介入度（見積）が中間財務諸表の信頼性の程度に影響を与えるからである。例えば、飯野（1977, pp.18-19）は次のように述べる。

「…上半期にはまだ発生していなくても、年間の費用発生額を見積って、当該費用の上半期負担分を計上したり、また上半期にすでに発生している費用であっても、年間の操業度を見積って、…上下期に配分しなければならないことがある。… [つまり、] 上半期に属する営業費用の計上に当って [経営者が行った] 見積の妥当性を」公認会計士等は調査検討しなければならない⁸。

換言すれば、

「(1) 中間財務諸表を作成する基礎となった会計記録の信頼性、および (2) 中間財務諸表項目の金額の妥当性を確かめ [必要がある。] …ここで…『会計記録』としているのは、…すでに発生した取引額のみならず、現実の経営活動にもとづかない事業年度の費用見積額」の計上という独自の会計処理手続きを踏まえているからである。

I-4. 合理的な実務慣習の非妥当性

計上された金額が「妥当」という許容範囲に収まる限り、その具現である見積もるといって経営者の自由裁量の行使に寛容な実務慣習を中間財務諸表制度は生み、それが経営者の意思決定思考の形成および維持強化に寄与した。これを「合理的な実務慣習」または「合理的な意思決定思考」と呼べば、(A)「内部要因」に基づく経営者の意思決定思考が機能不全に陥らない状況と (B) 経営者が選択した会計処理手続きに基づいて算定および開示された財務諸表が、利用者の目的を少なからず満たしている状況が維持されていると考える。

なお、(A) または (B) の阻害要因である「外部要因」の影響を適切に管理し、流動性の維持強化という「内部要因」の大幅修正の回避と企業実態の「妥当」開示の維持を志向して、「緩衝材」たり得る振替費用の活用を経営者は選好する。その際、発生費用の期間配分を決める会計処理手続きに関する情報が経営者の考えや価値観を反映す

る非財務情報の一つであることを確認しておく。例えば、三澤（1962, pp.456-457）は次のように述べる。

「当期純利益が適正に算定されるか否かは収益と費用、就中、当期に配分された費用の妥当性…に依存することは明らかである。…ここに…会計処理の方法の重要性が認識され、…また会計処理の方法の健全性の有無は…経営者の能力、態度等について健全性、適格性、誠実性をも間接的に判定しうる資料ともなりうる」。

I-5 仮説の導出

三澤（1962）の下線部で強調した文言と新美（2010）が論じた「将来の展望に関する経営者のメッセージ」とは類義する。監査論を展開する三澤（1962）と財務会計を考察する新美（2010）と立脚する分野が異なるものの、公表済財務数値からそれらを創った経営者の意図や価値観に着目する分析視角に基づいて両者は論理を展開している。この分析視角の類義性への依拠は本稿のそれと首尾一貫すると同時に後述する研究成果の強化に貢献する。

I-1～I-4の内容から、経営者の意思決定思考に直接影響を及ぼす「内部要因」が「外部要因」の影響を受けることを踏まえ、四半期毎の業績を著変させることなく一定の範囲内に収めることができる経営者を優秀な経営者と定義づける。その上で、価値費消の認識に関する経営者の恣意性の介入の程度と振替費用を用いた会計処理手続きの実施とそれにもなう業績管理の状況に着目した経営者の意思決定思考を素描してみよう。

なお次の二点に関して、公認会計士等はタイムリーな観察が阻害されていると仮定する。経営者の意思決定思考に基づく (A) 事業活動への貢献度に応じた現有資産の評価替えの有無とその頻度の観察が経営者の事後報告によって初めて観察できることである。(B) 経営者が現有資産の価値費消を会計事象として既に認識している場合でも、その量（測定）と期間帰属の決定の観察が事後報告によって初めて観察できることである。

⁸ 引用文中の下線部分または括弧 ([…]) の挿入を筆者（来栖）が補った。なお特段の断りがない限り、以下同じ。

(A) と (B) で使用した「事後報告によって初めて観察できること」の意味は、経営者の自由裁量に基づいて臨機応変に「創られる」発生費用を当期費用として計上、修正、またはいったん計上したものを消去することを、それが不自然であっても会計処理手続きが「妥当」である限り、それを論理的に拒否できず、許容することだけが公認会計士等にできるということである。このような経営者の意思決定思考の起源を中間財務諸表制度に特有の営業費用に関する繰延および繰上処理の要請に求めよう。

事業活動である財貨役務の供給が現有資産の貢献であり、その価値費消の追加分（発生費用）を営業費用と経営者は考える。ただし、公認会計士等がその適否を観察、判断できない所与の理由に基づいて、経営者は次のいずれかを選好「できる」。

①当該費消の追加分の消滅が期待できると考える場合、現有「資産」のまま繰延べる。

②それが期待できない場合、営業費用またはそれ以外の期間費用（営業外費用／時別損失）として会計処理手続きを施す。

次に、価値費消の追加発生分の大きさを所与とし、経営者の意思決定思考に基づく①および②の使い分け（タイミング）を考えよう。当該追加発生分の計上を実績主義（正規の決算手続き）に基づいて処理することを中間財務諸表制度は要請した。これは当該追加発生分の見積もりを経営者の自由裁量に基づいて行うことを相対的に困難にする。なぜならば、実績主義が費用収益対応の原則の適用を明確に要請したからである。これは当該追加発生分の見積計上を下期に行うという経営者の意思決定思考の形成に寄与するだろう。

以上より、期末決算期までの期中（時間）の長さや業績変動の著変の管理を実現するための恣意性の介入度の関係を踏まえ、仮説 1A および仮説 1B を示す。なお、中間財務諸表制度の運用によって培われてきた実務慣習が、四半期財務報告制度を支える底流に据えられていると同時に、経営者の意思決定思考として少なからず踏襲されていることを踏まえ、I-3 および I-4 で行った議論は本稿の課題解決に有効である。

一定水準の流動性の維持強化と企業実態（業績）の著変を管理する会計処理手続きの選択を経営者が選好するならば、「将来の展望に関する経

営者のメッセージ」が「内部要因」に起因する。これにともなって、

仮説 1A：期末決算日に近づくにつれて、経営者の恣意性の介入度が増加する。これにともなって、事業構造改善損失（振替費用）の計上頻度が増える。

仮説 1B：期末決算日に近づくにつれて、既に計上した事業構造改善損失の評価替えの頻度が増える。これは経営者の恣意性の介入度の増加を反映する。

II. リサーチ・デザイン

以下のルールに基づいてサンプル企業を収集・限定する。①分析対象期間を2008年3月31日から2016年3月31日までとする。②日本において一般に承認された会計原則に基づいて『四半期報告書』と『有価証券報告書』を作成・公表した、3月31日を期末決算日としている日本企業であること。なお、これらの作成にあたって準拠すべき会計原則を変更した場合、当該年度以降を除く前会計年度末である3月31日までを分析対象とした。

会計原則を変更した事例は国際財務報告基準に基づいて『四半期報告書』と『有価証券報告書』を作成・公表する会計方針に変更した事例である。加えて、期末決算年度を3月31日から他日に変更した場合、12か月決算でないことを理由に、当該年度を含むそれ以降の会計年度も分析対象期間から除外した。これらは日本企業の経営者の意思決定思考において各種慣行が与えている影響を一定水準に維持しておくための措置である。

③日経平均株価指数225または同指数300の構成銘柄に少なくとも含まれている日本企業であること。ただし、銀行、その他金融、保険、電力、そしてガスの業種に分類されている日本企業をサンプルから除外した。日本経済を支えてきた基幹産業を含む各種製造業のうち、日本を代表する企業群をサンプルとすることは日本企業の経営者が選好し、かつ培われてきた会計実務慣行の理解に役立つだろう。

そして、④分析対象期間中に公表された『四半期報告書』において、特別損失に分類される勘定科目として事業構造改善損失を少なくとも一回計上したことがあること。使用頻度が相対的に少ない勘定科目を選好した日本企業の経営者の意思決

定思考を記述・説明することが本稿の目的である。複数の内訳科目を盛り込むことができる勘定科目に注視することは固有の要因を抽出することに役立つだろう。

本稿が使用する事例は86社の2,852社 / 四半期の財務データの中から収集し、分析する。この中から事業構造改善損失を少なくとも一回計上した事例は999社 / 四半期である。なお当該事例は少なからず筆者（来栖）の価値判断を反映しており厳密さに欠ける可能性がある。なぜならば、業績改善を図る目的で実施されている事業構造改善活動（組織再編活動）の手段が多様であり、明確な判断基準があるわけではないからである。

例えば、日本公認会計士協会（2013, p.21）は事業組織の整理と人事処遇政策の変更を指摘するにとどめた。これは事業構造改善活動であるか否かの判断が極めて困難であることによる。この考えを踏襲し、事業構造改善損失に類似する勘定科目のうち、適宜、事業構造改善活動に基づいて発生した特別損失とみなした⁹。なお、割増退職金の計上額を単独計上した事例を、その勘定科目の属性に基づいて、分析対象から除外した。

Ⅲ. 悉皆調査の結果

Ⅲ-1. [表] の作成方法

まず、会計年度（20XX）の第X四半期に初めて事業構造改善損失を計上した場合、当該事例を経営者が初めて事業構造改善損失の価値費消を認識および測定したとみなし、これを当該会計年度における初計上の事例とする。これは四半期毎の四半期連結会計期間毎に調査した正味事例総数999社 / 四半期のうち、同一勘定科目の計上額を判断基準とし、次四半期以降に評価替えを行った事例を控除した事例件数である [467件]¹⁰。

次に、初計上の事例を基準とし、次四半期以降の計上額が増額 [617件] または消滅を含む減額 [54件] の場合、当該勘定科目の価値費消を評価替えしたと判断し異なる事例とした。なお、次の二つの誤差が生じる可能性を排除できない。(a) 「その他（特別損失）」の計上額があり、かつその計上額の大きさが事業構造改善損失の計上額のを上回る場合、当該計上額の大きさに重要性がないことを理由に、それを「その他（特別損失）」に含めたのか、または価値費消の発生を消滅させ

る処理を施したのかを判断できないためである。

(b) 「期首からの累計期間」に基づいて連結損益計算書が作成されている会計年度は、他の事項を所与とすれば、特別損失に分類される諸勘定科目の合計金額が増額する¹¹。したがって、計上された事業構造改善損失の計上額の大きさが増加または増減がなかったとしても、時の経過とともに増額する合計額と比較して相対的に小さくなり、「その他（特別損失）」に吸収され、それを筆者が当該計上額の消滅と判断した可能性である。

Ⅲ-2. 計上頻度調査

Ⅲ-2-1. 正味計上事例

[表1] は事業構造改善損失の計上事例のうち、後述する評価替えを含む正味計上件数の集計表である。上期の事例の小計と下期のそれとの比較に基づいて、2015年度の事例を除けば、期末決算日が近づくにつれて、経営者の恣意性の介入度の増加にもなって、事業構造改善損失（振替費用）の計上頻度が増えるという仮説 1A を支持する発見事項を得ることができた。なお、2015年度の事例を含む比較分析を行った場合、その結果が仮説 1A を棄却するほどの強力な説得力を持たないと解釈できる。

すべての会計年度における第2四半期の正味計上件数が第1四半期のそれよりも増加している。同様に、すべての会計年度における第4四半期の正味計上件数が第3四半期のそれよりも増加している。これらは、他の事項を所与とすれば、経営者の意思決定思考の具体的な現れである事業構造改善活動の実施に際し、それに充当すべき流動性の確保の程度に関する見極めのタイミングを経営者が6か月毎に行っていると解釈できる。

この解釈の説得力は四半期毎の事例件数の推移からも強化される。第1四半期の正味計上件数を

⁹ 本稿が分析対象に含めた事業構造改善損失に類似する勘定科目を [付録] として列挙した。

¹⁰ [表1] に記載された正味計上件数999から [表3] に記載された評価替え（増額）件数617のうち第一四半期の初計上件数139を控除した478件と [表4] に記載された評価替え（減額）件数54を控除した数値である。なお、467件数には初計上の計上額の増減がなかった事例および / または単発計上額の事例の合計である4件を含む。

¹¹ 企業会計基準委員会（2011, p.3）は「『期首からの累計期間』を年度の期首から四半期会計期間の末日までの期間」と定義づけている。

	4月1日～6月30日	7月1日～9月30日	10月1日～12月31日	1月1日～3月31日	正味計上件数
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	
2008年度	12	21	23	62	118(100%)
上/下半期	33(28%)		85(72%)		
2009年度	29	43	52	67	191(100%)
上/下半期	72(40%)		119(60%)		
2010年度	17	25	24	50	116(100%)
上/下半期	42(36%)		74(64%)		
2011年度	20	24	24	52	120(100%)
上/下半期	37(44%)		76(56%)		
2012年度	14	23	28	46	111(100%)
上/下半期	38(34%)		74(66%)		
2013年度	17	26	27	49	119(100%)
上/下半期	40(35%)		76(65%)		
2014年度	15	29	32	52	128(100%)
上/下半期	41(33%)		84(67%)		
2015年度	15	19	23	39	96(100%)
上/下半期	22(52%)		20(48%)		
件数	139	210	233	417	999(100%)
計上比(%)	354(35%)		650(65%)		

	4月1日～6月30日	7月1日～9月30日	10月1日～12月31日	1月1日～3月31日	初計上件数
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	
2008年度	12	12	4	37	65 (100%)
上/下半期	24 (37%)		41 (63%)		
2009年度	29	17	10	15	71 (100%)
上/下半期	46 (65%)		25 (35%)		
2010年度	17	9	6	19	51 (100%)
上/下半期	26 (51%)		25 (49%)		
2011年度	20	8	9	25	62 (100%)
上/下半期	28 (45%)		34 (55%)		
2012年度	14	11	9	21	55 (100%)
上/下半期	25 (46%)		30 (54%)		
2013年度	17	13	7	16	53 (100%)
上/下半期	31 (59%)		23 (41%)		
2014年度	15	16	16	18	65 (100%)
上/下半期	31 (48%)		34 (52%)		
2015年度	15	7	5	15	42 (100%)
上/下半期	22 (52%)		20 (48%)		
件数	139(30%)	93(20%)	66(14%)	166(36%)	464 (100%)
計上比(%)	232 (50%)		232 (50%)		

基準とすれば、第2四半期のそれが二倍に増加し、そのまま第3四半期のそれに一致している。そして、第4四半期のそれが第3四半期のその二倍の増加を示している。この事例件数の推移から、正味事例件数の増加状況が、どの会計年度にも共通して、期末決算日に近づくにつれて増加する階段関数にしたがっていると解釈できる。

Ⅲ-2-2. 初計上事例

上述の解釈の説得力をさらに強化するために[表2]を作成した。これは初計上の事例件数、つまり、事例総数999社/四半期から評価替えがあったそれらを控除した正味計上件数を示す。上期の事例件数の小計と下期のそれとの相対比較から、期末決算日に近づくにつれて、経営者の恣意性の介入度が増加している。この結果、事業構造改善損失(振替費用)の計上頻度が増えるという仮説1Aをおおむね支持する発見事項を得ることができた。

まず、第2四半期よりも第1四半期における初

計上の事例件数の方が相対的に多いことがわかる。これは特別損益の計上基準を実績主義とした中間財務諸表制度の実務慣習が経営者の意思決定思考の一部になっていると解釈できる。事業構造改善損失の計上を期間対応に基づいて早期に計上しておく方が第2四半期(中間決算期)に初計上するよりも証券市場の注目を集めにくいという経営者の意思決定思考が働いていると解釈できる。

次に、第3四半期から第4四半期(期末)に向かって初計上の事例件数が増加する。これは次の解釈の提示で説明できる。新年度を迎えた直後に業績改善を実現すべく努力したものの、当初の期待に見合った業績改善を達成できなかった。その結果、有形固定資産の価値費消分のうち追加発生分の回復が得られなかったという経営者の判断により、期首から期末までの間に適宜見積もった価値費消の追加発生分を期間対応させ計上した。

そして、会計年度末に近づくにつれて初計上の事例件数がU字型に変化していることは、第1四半期に計上された事業構造改善損失の計上額の

評価替えが経営者の明確な意思に基づいて行われていることを示唆する。中間決算期に初計上という「話題」提供を避け有形固定資産の価値費消の追加発生分を認識し、公認会計士等がそれを許容せざるを得ないタイミングを見計らって計上するという経営者の戦略的活用の可能性を示唆する。

Ⅲ-3. 評価替えの頻度調査

期末決算日に近づくにつれて、既に計上した事業構造改善損失の計上額の評価替えの頻度が増える。これは経営者の恣意性の介入度の増加を反映するという仮説 1B を検証するために「表3」を作成した。これは第4四半期を除く、第N四半期に計上した事業構造改善損失の計上額に対する第(N+1)四半期を含むそれ以降の当該勘定科目の計上額の変化を示す。

Ⅲ-3-1. 増額修正

「表3」に基づいて、仮説 1B を支持する発見事項を得ることができた。第一に、評価替えのうち増額修正に着目する。ある会計年度における第N四半期に計上した事業構造改善損失の計上額を

以降の四半期に増額修正した事例が、期末決算日に近づくにつれて、増加している。これは、事業構造改善活動の早期終結または次年度以降の「追加」損失額の計上回避を志向した繰上計上という経営者の意思決定思考の具現と解釈できる。

他方、増額修正に加え各四半期の初計上の事例件数を加えた小計に着目する。これは事業構造改善損失の未計上から(初)計上したという評価替えの意味を広義に解釈した措置である。すべての会計年度において、期末決算日が近づくにつれて、事業構造改善損失の計上額の初計上および増額修正を含む事例件数の小計が増加するという発見事項を得ることができた。これも経営者の恣意性の介入度の増加を反映していると解釈できる。

Ⅲ-3-2. 減額修正

第二に、評価替えのうち減額修正を施した事例に着目する。ここで、いったん記帳された事業構造改善損失の計上額に関する減額修正を次の二つの事例としその悉皆調査の結果を示す。第4四半期を除く第N四半期に計上した事業構造改善損失の計上額に対して、(a)以降の四半期の当該勘

「表3」 事業構造改善損失の初計上および評価替え計上件数・[四半期連結会計期間]

	4月1日～9月30日		7月1日～9月30日				10月1日～12月31日				1月1日～3月31日					
	第1四半期		第2四半期				第3四半期				第4四半期					
	初計上	小計	内訳				小計	内訳				小計	内訳			
2008年度	12	21	初計上	12		21	23	初計上	4		21	62	初計上	37		56
			評価替え	57%	増額	9		100%	評価替え	17%	増額		17	91%	評価替え	60%
		100%	減額	0		0		減額	2		2		減額	6		6
			43%	減額	0			0	83%	減額	2		2	40%	減額	6
2009年度	29	43	初計上	17		41	52	初計上	10		48	67	初計上	15		64
			評価替え	40%	増額	24		95%	評価替え	19%	増額		38	92%	評価替え	22%
			減額	2		2		減額	4		4		減額	3		3
			60%	減額	2			2	81%	減額	4		4	78%	減額	3
2010年度	17	25	初計上	9		25	24	初計上	6		22	50	初計上	19		45
			評価替え	36%	増額	16		100%	評価替え	25%	増額		16	92%	評価替え	38%
			減額	0		0		減額	2		2		減額	5		5
			64%	減額	0			0	75%	減額	2		2	62%	減額	5
2011年度	20	24	初計上	8		22	24	初計上	9		24	52	初計上	25		47
			評価替え	33%	増額	14		92%	評価替え	38%	増額		15	100%	評価替え	48%
			減額	2		2		減額	0		0		減額	5		5
			64%	減額	2			2	63%	減額	0		0	52%	減額	5
2012年度	14	23	初計上	11		20	28	初計上	9		27	46	初計上	21		44
			評価替え	48%	増額	9		87%	評価替え	32%	増額		18	96%	評価替え	48%
			減額	3		3		減額	1		1		減額	2		2
			52%	減額	3			3	68%	減額	1		1	48%	減額	2
2013年度	17	26	初計上	13		25	27	初計上	7		26	49	初計上	16		44
			評価替え	50%	増額	12		96%	評価替え	26%	増額		19	96%	評価替え	67%
			減額	1		1		減額	1		1		減額	5		5
			50%	減額	1			1	74%	減額	1		1	67%	減額	5
2014年度	15	29	初計上	16		29	29	初計上	16		29	52	初計上	18		48
			評価替え	55%	増額	13		100%	評価替え	55%	増額		13	100%	評価替え	65%
			減額	0		0		減額	0		0		減額	4		4
			45%	減額	0			0	45%	減額	0		0	65%	減額	4
2015年度	15	19	初計上	7		19	23	初計上	5		22	39	初計上	15		34
			評価替え	37%	増額	12		100%	評価替え	22%	増額		17	96%	評価替え	62%
			減額	0		0		減額	1		1		減額	5		5
			63%	減額	0			0	78%	減額	1		1	62%	減額	5
合計	139	210	初計上	93		202	233	初計上	66		219	417	初計上	166		382
			評価替え	44%	増額	109(52%)		96%	評価替え	28%	増額		153(66%)	94%	評価替え	40%
			減額	8(4%)		8		減額	11(5%)		11		減額	35(8%)		35
			56%	減額	8(4%)			8	72%	減額	11(5%)		11	60%	減額	35(8%)

	評価替え(減額):[四半期連結会計期間]				評価替え 合計
	4月1日～6月30日 第1四半期	7月1日～9月30日 第2四半期	10月1日～12月31日 第3四半期	1月1日～3月31日 第4四半期	
2008年度 上/下半期	-	0	2	6	8 (100%)
2009年度 上/下半期	-	2(22%)	4	3	9 (100%)
2010年度 上/下半期	-	0	2	5	7 (100%)
2011年度 上/下半期	-	2(29%)	0	5	7 (100%)
2012年度 上/下半期	-	3(50%)	1	2	6 (100%)
2013年度 上/下半期	-	1	1	5	7 (100%)
2014年度 上/下半期	-	0	0	4	4 (100%)
2015年度 上/下半期	-	0	1	5	6 (100%)
件数	-	8	11	35	54
計上比(%)		8(15%)	(20%)	(65%)	(100%)

定科目の計上額を減らした事例（修正取引）、(b)以降に相殺仕訳を行い事業構造改善活動に関する取引を消滅させた事例（相殺取引）である。

[表3]に示した減額修正の事例件数を取り出し作成したのが[表4]である。ある会計年度の第N四半期において、いったん計上した事業構造改善損失の計上額に対して以降の四半期に減額修正を施した事例件数が、ほとんどの会計年度の期末決算日が近づくにつれて、増加している。この発見事項の解釈を分けて考える、というのは、事業構造改善活動の進捗度または当期の収益力の改善という異なる経営環境に対する経営者の思考が異なると思われるからである。

まず、有形固定資産の除却または売却を事業構造改善活動に含まず、かつその進捗度が当初の計画よりも高く、したがって、次年度以降の収益力の改善期待を経営者が相対的に高く抱くことができていると仮定する。この場合、事業構造改善損失の減額修正の事例件数の推移が、現有資産の稼働率回復の見込みという経営者の意思決定思考による機会損失または減損損失の縮小の具体的な現れを示すものと解釈できる。

他方、事業構造改善活動として有形固定資産の除却または売却がない場合を仮定する。その進捗度とは無関連に、現有資産の収益稼働能力が想定以上に落ち込まなかったか、期待を上回る高さを実現できたこと、つまり、当期収益の稼働が当初の見込みを上回ったことに基づいて、流動性の維持強化の必要性が当初のそれよりも弱まったという経営者の意思決定思考の具体的な現れを示すものと解釈できる。

IV. 考察

事業構造改善活動として行われた有形固定資産の価値費消を事業構造改善損失として会計処理手続きを進めた状況を悉皆調査した結果、仮説1Aおよび仮説1Bを支持する発見事項を得ることができた。ただし、この結果が提供する説明力を弱めているいくつかの限界を指摘し、今後の検討事項にしよう。まず、会計年度を通じた事業構造改善損失の計上頻度の増加が、期待通りであったものの、漸次的であったことは意外であった。

会計年度を通じた事業構造改善損失を計上する頻度がU字型であることを悉皆調査の結果は示した。これは事業構造改善活動として現有資産の価値費消をめぐる会計処理手続きに関する経営者の意思決定思考が戦略的であることを示唆する。これは、他の事項を所与とすれば、サンプル企業を取り巻く環境が現有資産の価値費消の発生頻度をU字型に沿ってコントロールしていると考えることが不自然であることを意味する。

上述の計上頻度を論理的に説明するために必要なことは①事業構造改善損失の計上額の大きさと②当期収益の計上額のそれを踏まえた分析を行うことである。これによって、前述の発見事項に関する経営者の意思決定思考の精確な記述と説明ができるだろう。ただし、これは適正な期間損益計算の実施を担保する費用収益対応の原則の適用および/または利益平準化を指向する経営者の意思決定思考の有無とその程度の探究を前提とする。

価値費消の認識に特化した経営者の意思決定思考のさらなる探究を試みる場合、前述の先行研究の方法論とは異なる分析視角を来栖（2015）は提供する。発生する特別損失の額を合理的に見積も

ることができる場合、その経営者は流動性の維持管理に対する意識と特別損失の発生時期を適切に把握している。この示唆は、事業構造改善損失引当金の計上額の大きさと、事業構造改善活動の進捗度に基づいて変化する当該計上額の (a) 取崩額、(b) 追加見積計上額、または (c) 戻入額との関連性を探究することを促すだろう。

来栖 (2015) と本稿が分析対象とした企業が、日本において一般に承認された会計原則に基づいて『四半期報告書』と『有価証券報告書』を作成・公表しているそれらであることは、前段落で述べた (a) ~ (c) の関連性の探究が経営者の意思決定思考の説明に貢献することを示唆する。なぜならば、事業構造改善損失に関する会計処理手続きの適用に関して、日本において一般に承認された会計原則の方が『国際財務報告基準』が明示する規定よりも経営者が行使できる自由裁量の行使に対する許容範囲が相対的に広いからである。

会計処理手続きの適用に関する許容範囲の相対的な広さは、「制約条件」が少ないことに起因して、経営者の意思決定思考の巧拙を適切に財務数値に反映する。なぜならば、事業構造改善活動による現有資産の価値費消の見積もりの適否とその程度 (大きさ) が事業構造改善損失の残高に対する追加計上額または戻入額の有無とその程度に反映されるからである。その上で先行研究の精緻化を指向することの方が実り多い研究成果をもたらす。

その際、事業構造改善損失の計上額に (a) 注記が付与されているか否か、および、付与されているならば、(b) 注記の内容の程度を踏まえた探究は経営者の意思決定思考の精確な記述・説明を可能にするだろう。例えば、事業構造改善活動として実施した現有資産の減損損失に関する会計処理手続きの適用は「妥当な」見積もりや概算に加え、公認会計士等を十分説得できる質量の積算根拠の提示を併せて経営者に求めるだろう。

むすび

本稿は特別損失に分類されている事業構造改善損失の計上状況に着目し、経営者の意思決定思考をさらに探究する可能性を検討し、それが可能であることを確認した。これを次の三つに要約しておこう。第一に、期末決算日が近づくにつれて、経営者の恣意性の介入度の増加にともなって、事

業構造改善損失 (振替費用) の正味計上頻度が増える。この増加する形状は、会計年度にわたって、階段関数にしたがっていると解釈できる。

第二に、当該勘定科目に関する初計上の事例件数がU字型に変化しているという発見事項を得た。これは事業構造改善活動として現有資産の価値費消に関する会計処理手続きを施す際、中間決算期に初計上することで資本市場が注目する可能性があることを巧みに避け、公認会計士等がこれを許容せざるを得ないタイミングを見計らって経営者が行っていることを示唆する。これは経営者の意思決定思考が戦略的であると解釈できる。

そして第三に、事業構造改善損失の計上額に関する評価替えが経営者の恣意性の介入度の増加を反映していると解釈できる。これは当該計上額の初計上の事例件数と増額修正の事例件数の合計額が会計年度にわたって増加していることから結論付けることができる。他方、事業構造改善損失の計上額の減額修正の事例が少なからず存在した。これらの発見事項に関するさらなる合理的な説明を行うには注記事項を含めた探究が有用である。

付録：調査対象とした勘定科目

関係会社再編損 関係会社事業損失
関係会社清算損 関係会社整理損
関係会社整理損失 関連会社整理損
関連事業損失 子会社整理損 構造改革費用構造改善関係費 構造改善特別損失 事業改革費用
事業構造再編費用 事業再構築損 事業再編損
事業再編損失 事業再編費用 事業所閉鎖損失
事業譲渡関連損失 事業整理損
事業撤退損失 関係会社整理損失引当金繰入額
子会社事業構造改善費用

<引用文献・参考文献>

飯野利夫, 1977, 「中間財務諸表監査基準について」, 『企業会計』, 第29巻, 第6号, pp.16-25。
企業会計基準委員会, 2011, 『企業会計基準第12号 - 四半期財務諸表に関する会計基準 -』, 企業会計基準委員会。
北川教央, 2013, 『特別損失の計上頻度による将来業績の予測可能性』, 『証券アナリストジャーナル』, Vol.51, pp.27-36。

- 北川教央・小谷 学, 2012, 「特別損失の計上頻度と将来業績の関連性」, 『国民経済雑誌』(神戸大学), 第206巻, 第6号, pp.29-47。
- 木村晃久, 2007, 「特別損失計上後の利益にたいする投資家の評価」, 『企業会計』, 第59巻, 第12号, pp.130-134。
- , 2013a, 「固定資産処分損益の表示区分操作を利用した利益平準化の Value Relevance」, 『横浜経営研究』(横浜国立大学), 第33巻, 第4号, pp.81-92。
- , 2015, 「減損損失の認識頻度とタイミングの企業間差異」, 『横浜経営研究』, 第36巻, 第1号, pp.105-132。
- 木村和二郎, 1956, 「正規の決算と配当宣言のための決算」, 『産業経理』, 第16巻, 第12号, pp.6-11。
- 来栖正利, 2015年「事業構造改革引当金を巡る経営者の行動規範」, 『経理研究』(中央大学経理研究所), 第58号, pp.262-273。
- , 2016, 「事業構造改善損失計上のタイミングと論理」, 未公表論文, 流通科学大学商学部。
- , 2017, 「事業構造改善損失計上のタイミングと論理」, 自由論題報告, (2017年3月18日), 日本会計研究学会第66回関西西部会。
- 黒澤 清, 1977, 「中間財務諸表基準の公表にあたって」, 『企業会計』, 第29巻, 第5号, pp.5-10。
- 黒澤 清・番場嘉一郎, 飯野利夫・渋谷健一・田口秀夫・森 卓也・新井清光, 1977, 「中間財務諸表作成・監査基準 - 緊急座談会」, 『企業会計』, 第29巻, 第5号, pp.11-28。
- 新美一正, 2010, 「特別損益情報の有用性を考える」, 『Business & Economic Review』, 第20巻, 第5号, pp.75-99。
- 日本公認会計士協会, 2013, 『我が国の引当金に関する研究資料』, 会計制度委員会研究資料第3号, 日本公認会計士協会。
- 番場嘉一郎, 1977, 「中間財務諸表作成基準について」, 『企業会計』, 第29巻, 第6号, pp.5-15。
- 番場嘉一郎・飯野利夫・大迫 勝・白鳥栄一・山岡通昌・藤野信雄, 1977, 『中間財務諸表の作成と監査』, 財経詳報社。
- 三澤 一, 1962, 「財務諸表注記と監査報告書における公開明示」, 『一橋論叢』(一橋大学), 第48巻, 第4号, pp.453-460。